

# 令和5年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

令和5年5月29日(月)

午前10時00分 開議

## 1 議事日程

- |     |        |  |
|-----|--------|--|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                             |
| 第 2 |        | 会期の決定                                  |
| 第 3 |        | 諸般の報告<br>(町長招集あいさつ)                    |
| 第 4 | 報告第 1号 | 令和4年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について         |
| 第 5 | 報告第 2号 | 令和4年度永平寺町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について         |
| 第 6 | 報告第 3号 | 令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 第 7 | 報告第 4号 | 令和4年度永平寺町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について    |
| 第 8 | 報告第 5号 | 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 第 9 | 議案第36号 | 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について                  |
| 第10 | 議案第37号 | 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について          |
| 第11 | 議案第38号 | 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について               |
| 第12 | 議案第39号 | 永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 第13 | 議案第40号 | 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 第14 | 議案第41号 | 永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について    |
| 第15 | 議案第42号 | 松岡福祉総合センター屋根改修工事請負契約締結について             |
| 第16 | 議案第43号 | 高規格救急車の取得について                          |

第17 請願第 2号 保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める請願

第18 請願第 3号 志比北小学校統廃合問題再考のお願い

第19 請願第 4号 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願書

第20 議員派遣の件

## 2 会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（14名）

1番 酒井圭治君

2番 長岡千恵子君

3番 川崎直文君

4番 朝井征一郎君

5番 清水紀人君

6番 金元直栄君

7番 森山充君

8番 清水憲一君

9番 滝波登喜男君

10番 齋藤則男君

11番 上田誠君

12番 松川正樹君

13番 楠圭介君

14番 中村勘太郎君

## 4 欠席議員（0名）

## 5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町 長 河合永充君

副町長 北川善一君

教育長 室秀典君

消 防 長	宮 川 昌 士 君
総 務 課 長	吉 川 貞 夫 君
契 約 管 財 課 長	竹 澤 隆 一 君
防 災 安 全 課 長	吉 田 仁 君
財 政 課 長	多 田 和 憲 君
総 合 政 策 課 長	清 水 智 昭 君
住 民 税 務 課 長	原 武 史 君
会 計 課 長	石 田 常 久 君
福 祉 保 健 課 長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課 長	島 田 通 正 君
農 林 課 長	黒 川 浩 徳 君
商 工 観 光 課 長	江 守 直 美 君
建 設 課 長	家 根 孝 二 君
えい住支援助課長	深 水 正 康 君
上 下 水 道 課 長	勝 見 博 貴 君
学 校 教 育 課 長	山 口 健 二 君
生 涯 学 習 課 長	朝 日 清 智 君

#### 6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	清 水 和 仁 君
書 記	酒 井 春 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る5月24日、町長より令和5年第5回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご参集をいただき、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開会できますこと、心より厚く御礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほど、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより令和5年第5回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番、朝井君、5番、清水紀人君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

定例会の会期を、本日、5月29日から6月14日までの17日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、5月29日から6月14日までの17日間に決定いたしました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合への出席状況報告を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告に代えさせていただきます。

以上、諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

本日、令和5年第5回永平寺町議会定例会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

強まっていく日差しの合間に、早くも走り梅雨を思わせるような恵みの雨を受ける時期になってまいりました。

議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集をいただき、厚く御礼申し上げます。また、各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜び申し上げます。

さて、世界中で問題となっている異常気象の要因の一つに、地球温暖化が挙げられます。温暖化の原因である二酸化炭素等の排出量を抑制していくカーボンニュートラルの概念は、国際的にも広く共有をされているところであり、脱炭素社会に向けた様々な取組が各国で進められております。

これら国内外の脱炭素化の動きを踏まえ、本年3月に改定しました第2次永平寺町環境基本計画に掲げる基本施策や行動計画のほか、地球温暖化対策実行計画に沿った脱炭素社会に向けて、町民、団体、事業者、町などが相互に連携協力しながら取り組んでまいります。

本日は、改めて本町の姿勢を表明させていただきたく、この場をお借りして、宣言をさせていただきます。

永平寺町ゼロカーボンシティ宣言。

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、世界各地で深刻な自然災害が増加しています。我が国においても、これまでに経験したことのない集中豪雨や猛暑、巨大台風による甚大な被害が発生しています。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、これらの目標を達成するためには、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが必要とされております。

我が国も2020年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする」ことが示され、今後の脱炭素社会に向けた様々な取り組みが進められています。

このような中、第2次永平寺町環境基本計画において「禅の心が息づく 持続可能なまち えいへいじ」を町の未来像として定めています。この未来像に示された「禅の心」には、資源のありがたさや無駄を省くとともに、自然に対する感謝などを息づかせ、人々が豊かな時間を共有できる地域社会を創造し、緑豊かな山々や清流九頭竜川など、そこで生息する多様な動植物を守り、豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく思いを込めています。

永平寺町は、SDGsの理念のもとに、町民や事業者、行政など多様な主体との協働による脱炭素に向けた取り組みを加速するため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことをここに宣言します。

宣言は以上でございます。

続きまして、5月21日に西村経済産業大臣、豊田国土交通副大臣をはじめ、多くの来賓の皆様にご来席をいただき、自動走行サービス開始式典が盛大に執り行われました。これは、本年4月の道路交通法や道路運送法の改正を受けて、政府が目標としているレベル4自動運転の実現について、国内で初めて開始することを改めて国内外に示すものとなりました。

運行につきましては、引き続き、まちづくり株式会社ZENコネクト様に担っていただきます。2024年春の北陸新幹線福井県開業や中部縦貫自動車道の県内全線開通を見据え、観光客も含めたより多くの人に乗っていただくことが、地域のにぎわいや活性化につながるものと考えております。さらに、この自動運転技術の活用を通じて、新たな民間企業による投資が創出されることも期待しております。

また、5月27日には、斉藤国土交通大臣が自動走行や近助タクシー、観光の取組の視察に来町されました。近助タクシーは、皆様もご存じのとおり、地元住

民がドライバーとなり運行を行っております。このような事業が人手不足や過疎化が進む地域の移動課題の解決につながり、新しい地方創生のモデルとなる事例として関心を持たれておりました。

町は、引き続き国や県、関係者と連携し、移動交通がより便利に、また地域コミュニティの活性化につながるよう支援をまいります。

続いて、子育て支援の充実については、子どもを取り巻く環境が大きく変化していく中で、町の未来を担う子どもたちのため、現在進めている事業を時代に即応した内容となるよう常に気を配り、安心して子育てができる環境整備に努めてまいります。

食費を含めた物価の高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し給付する、子育て世帯生活支援特別給付金については、対象世帯に5月30日に支給いたします。今後は、順次支給を行い、必要な生活の支援を図ってまいります。

幼稚園・幼稚園については、遊びの中で学べる活動として、英語教室を今まで4園で実施していましたが、5月から8園全園で5歳児クラスの英語教室を始めました。園活動の中で園児に多様な体験活動の一つとして進めていきたいと考えております。

続いて、昨年、大雨被害を教訓としまして、ふくい県域タイムラインが本年の出水期より県で試行運用されるようになります。本町でも、これを活用することで関係機関と気象情報等を共有し、これまで以上に連携することにより、事前準備や避難情報発令判断を各機関から情報として支援してもらえることとなります。

また、新型コロナウイルスが5類へと移行になり、各自主防災組織の訓練等も再開しており、地域で地域を守る共助活動も戻り始めております。町も活動支援を行いながら地域防災力の強化を図ってまいります。

その一つとして、令和3年度から始めた個別避難計画の作成につきましては、5月29日現在、59の集落で取り組んでいただき、168名の計画を作成いたしました。作成時には、区長や自主防災会、民生児童委員ら地域の皆様が一丸となって取り組んでいただいたこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。今後も計画対象者の拡大と計画に沿った避難訓練を行い、より実効性の高い計画にすることで災害への備えを整えてまいります。

また、防犯につきましては、6月17日のアユ釣りの解禁日に合わせて、福井

警察署と防犯隊、中部漁協の合同パトロールを実施いたします。車上狙いやごみの投棄等の犯罪や水難事故の防止を啓発し、九頭竜川でのアユ釣りをより楽しんでいただけるように努めてまいります。また、町内の夜間パトロールについても、防犯隊による定例パトロールの回数を増やすなど、防犯体制を強化してまいります。

続いて、新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、消防団におきましては、消防操法訓練などの活動がより活発になっております。また、先月下旬には林野火災防衛訓練、5月28日には上志比地区において水防訓練を行いました。先日の石川県能登半島での地震のような各種の自然災害に対応するため、消防技術の向上に努めてまいります。

火災予防としましては、今月、敦賀市で発生した工場火災を含め、全国における住宅火災が後を絶ちません。町内の火災発生ゼロに向けて、計画的に対象物の調査、査察指導や避難訓練を実施してまいります。また、町内事業所に対して、往復はがきによる消防用設備等点検結果報告書提出の指導も行い、高い提出率の成果を図ってまいります。

それでは、議案等の概要について申し上げます。

まず、報告が5件でございます。第1号から第5号におきまして、財源を含めた繰越事業費を調製しましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

続いて、議案は、補正予算が3件、条例改正が3件、議会議決に付すべき契約等が2件の計8件でございます。

補正予算は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、上水道会計におけるそれぞれの所要額を補正するものでございます。

条例改正は、新型コロナウイルス感染症に対処するための特殊勤務手当に関する改正、地方税法改正に伴う税条例の改正及び上水道事業における給水人口を見直す改正等でございます。

また、議決をいただきたい契約等は、松岡福祉総合センターにおける屋根改修工事及び高規格救急車の取得でございます。

以上、本定例会の開会に当たり、議案等の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、上程の都度ご説明いたしますので、慎重にご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第4 報告第1号 令和4年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の



報告について～

～日程第5 報告第2号 令和4年度永平寺町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について～

～日程第6 報告第3号 令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について～

～日程第7 報告第4号 令和4年度永平寺町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について～

～日程第8 報告第5号 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第4、報告第1号、令和4年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから日程第8、報告第5号、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました報告第1号、令和4年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第5号、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの5件についてご報告いたします。

報告第1号、3号、4号、5号につきましては、3月議会にてお認めいただきました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製しましたので、ご報告するものでございます。

報告第2号につきましては、地方自治法第220条第3項ただし書の規定に基づく事故繰越しにつきまして、地方自治法施行令第150条第3項において準用する第146条第2項の規定により繰越計算書を調製しましたので、ご報告するものでございます。

まず、報告第1号の一般会計繰越明許費におきましては、年度内完了が見込めなくなった15事業、総額3億1,584万3,000円を繰越したものでございます。

報告第2号の一般会計事故繰越しにおきましては、1事業115万8,000円を繰越したものでございます。

報告第3号の町立在宅訪問診療所特別会計繰越明許費におきましては、1事業

210万円を繰越したものでございます。

報告第4号の下水道事業特別会計繰越明許費におきましては、1事業2億1,693万2,000円を繰越したものでございます。

報告第5号の農業集落排水事業特別会計繰越明許費におきましては、1事業79万7,000円を繰越したものでございます。

以上、報告第1号から報告第5号までの報告といたします。

詳細につきましては、担当課より報告いたします。

○議長（中村勘太郎君） これより補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（多田和憲君） それでは、報告第1号から5号の補足説明をさせていただきます。

まず、報告第1号、一般会計繰越明許費でございます。

議案書2ページをお願いいたします。

一番上、情報推進事務諸経費、繰越額430万円は、福井坂井地区広域圏が実施するシステム改修が繰り越されたことから、その負担金を繰り越したものでございます。

次の新型コロナウイルス感染症対策事業231万円は、永寿苑の充放電設備工事につきまして機器の調達に日数を要したことから、事業費を繰り越したものでございます。

次の戸籍住民事務諸経費448万1,000円は、生体認証等機器設置につきまして、機器の調達に日数を要したことから事業費を繰り越したものでございます。

次の出産・子育て応援交付金事業204万4,000円は、12月補正で議決をいただきましたシステム改修につきまして、工程的に年度内完了が見込めず、事業費を繰り越したものでございます。

次の新型コロナウイルス感染症対策事業807万7,000円は、令和4年度のコロナワクチン未接種見込み分の委託料等を繰り越したものでございます。

次の担い手育成事業2億3,485万7,000円は、3月補正で議決をいただきましたHACCP対応施設整備の補助金を繰り越したものでございます。

次の農地事務諸経費17万2,000円は、鳴鹿土地改良区が実施する災害復旧事業が繰り越されたことから、その負担金を繰り越したものでございます。

その次から、中山間地域総合整備事業1,476万円、農業農村整備事業22

0万8,000円及びため池等整備事業270万円は、県営事業が繰り越されたことから、その負担金を繰り越したものでございます。

次の社会資本整備総合交付金事業3,331万5,000円は、1月臨時会で議決をいただきました令和5年度前倒しの舗装補修工事につきまして、前払い金以外を繰り越したものでございます。

次の一般道路改良事業110万円は、道路拡幅工事に係る土地境界確定に不測の日数を要したことから、業務委託料を繰り越したものでございます。

3ページをお願いいたします。

河川維持管理事務諸経費343万2,000円は、県発注工事との関連工事につきまして、工程的に年度内完了が見込めず、事業費を繰り越したものでございます。

その次、公園事務諸経費171万6,000円は、松岡西幼児園跡地の公園基本計画策定業務につきまして、慎重な協議、設計を進めるため事業費を繰り越したものでございます。

その次、常備消防事務諸経費37万1,000円は、令和5年度新採用職員の防火衣について年度内納品が見込めず、購入費用を繰り越したものでございます。

以上、15事業、総額3億1,584万3,000円を繰越しさせていただいたもので、この額は令和4年度最終予算額の2.77%となっております。

次に、報告第2号、一般会計事故繰越しでございます。

議案書の5ページをお願いいたします。

中山間地域総合整備事業、支出未済額115万8,000円は、県営事業が資材納入の遅れで事故繰越しされたことから、その負担金を繰り越したものでございます。この額は、令和3年度最終予算額の0.01%となっております。

次に、報告第3号、町立在宅訪問診療所特別会計繰越明許費でございます。

議案書は7ページでございます。

総務費、施設管理費、繰越額210万円は、訪問看護用の公用車につきまして、年度内の納車が見込めず購入費用を繰り越したもので、この額は令和4年度最終予算の1.71%でございます。

次に、報告第4号、下水道事業特別会計繰越明許費でございます。

議案書9ページでございます。

特定環境保全下水道建設費、社会資本整備総合交付金事業2億1,693万2,000円は、1月臨時会で議決をいただきました令和5年度前倒しの中央浄化セ

ンター長寿命化事業につきまして事業費を繰り越したもので、令和4年度最終予算額の26.42%に相当いたします。

最後、報告第5号、農業集落排水事業特別会計繰越明許費でございます。

議案書は11ページでございます。

総務費、一般管理費79万9,000円は、上志比東部処理場の未登記案件につきまして、関係者との協議に不測の日数を要したことから委託料を繰り越したもので、この額は令和4年度最終予算額の0.47%でございます。

以上、5件の繰越計算書につきまして、法令の規定に基づきご報告するものでございます。

なお、それぞれの完了予定日や進捗状況につきましては、資料を提出させていただきましたので、そちらをご覧ください。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 1点だけ少し教えてください。今回、事故繰越しという表現が出てきたのですが、これは多分、災害により二次製品ということは、南越前町のあの辺の災害があって、二次製品がなかなか追いつかないで繰越しになったというようなことで理解すればいいのかということと、県営事業で繰越しするというのもほかの事業でもありますし、ただ、ここで事故繰越しとあえてしているというのは何か意味合いがあるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 事故繰越しにつきましては、ただいま滝波議員さんがおっしゃいましたとおり、昨年度中に県内で発生した災害の復旧工事を優先したことによって、資材の搬入とかが困難になったことが大きな理由でございます。

事故繰越しといいますのは、先ほど財政課長が説明で申し上げましたとおり、3年度事業を4年度に繰越ししていたものでございますが、そういったことで、またさらなる繰越しが必要になったことから、事故繰越しとして上げているものでございます。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ということは、事故繰越しをするという定義というか意味

合いは、繰り越したものをまたもう一度繰り越したということで、こういう扱いになるということで理解すればいいのですか。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 今おっしゃったとおりですが、例えば昨年の予算でありまして、3月補正でいつも繰越しの見込みを上げているかと思うのですが、そのときは状況が変わって、その後、やむを得ず繰越しする場合も事故繰越しという手法を使います。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 何点か質問しましたけれども、私、繰越明許、大体いつ頃どうなっていくのか、現状と見通しというのを私は質問したので、こういう資料ももらったのですけれども、なかなか見えません。小さ過ぎで。拡大すればいいですけれども。ただ、ほかの議員に渡ってえんのやの。黄色いやつ。ないのでないかと言われる人もいるので。それはいいです、私はもらっているのですが、出すときはもう少し、議案についてよりさらに小さい字になっているので大変です。

一つは、6番の農業、農地事務諸経費で、工事はほとんど完成して、残の工事はアスファルトの復旧のみということで、九頭竜川の鳴鹿土地改良区の農業用施設の災害というのですが、どこでどんな災害があったのかというのは聞きたいですね。

何でそんなことを言うかという、ちょっと心配されているのは、あそこに太陽光発電があつたりして、山がほとんどの木がなくなって、調整池みたいなのは造るという話があつたのですが、それらも含めていろいろ心配されていることもあるので、鳴鹿土地改良区と聞くと、どのようなことなのかなというのが一つ。

8番目の都市計画の公園事務諸経費で、西幼稚園の跡地のことが書いてあるのですけれども、6月30日頃にはパース図を作成するのだという話でなっているということですが、これらもそれなりに進んでいるのなら、ぜひ示してほしいなというのがあります。

あと、町立在宅訪問診療所特別会計ですが、訪問看護に伴ういわゆる施設の改修になると思うのですけれども、それが出ているのですが、訪問看護を本町が実施するというので、ある意味、その詳しい説明は議会でされて……。

○6番（金元直栄君） いや、もう少し何か中身のあるものが。これは車だけです。車が入ってこないということですが、もう少し何か、常任委員会に顔を出して、

みんなに嫌というほど質問されて、これ以上説明ないわというぐらいになるといいなと思うのですが。そういう意味では、重要な施策の、これは計画どおり進んではいますけれども、一つの追加ですから、本町がやることに関しての例えば内容等について深く示していただくことは、僕は非常に大事なのではないかなと思いますね。そういう意味で、気軽に質問できる機会がないので、ぜひ顔を出してそういう機会を設けていただくとありがたいと私は思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） ただいまのご質問でございますけれども、昨年夏、日にはちょっと忘れたのですが、奥越での豪雨災害、豪雨がありました。そのときに鳴鹿土地改良区の鳴鹿大堰で取水口が破損したということに対する修繕事業のことを言っているものでございます。今、議員さんがおっしゃいました太陽光のところとは場所が全然違います。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 松岡西幼児園跡地の公園整備につきましては、今まで町内のワーキンググループにおきまして検討を重ねてきました。4案ほどゾーニング案を作成しまして、その中で1案に絞ったところであります。今後、パース図を作りたいと思っております。工期は6月30日ということで進めてまいりたいと思えます。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 訪問看護事業について、ご質問でした。当初計画からは2年遅れてスタートすることになりました。

気軽に質問できる機会をとということです。お呼びいただければ喜んで参上したいと思えますので、ぜひ教育民生常任委員会、またお声がけいただきたいと思えます。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今ほど、ゼロカーボンシティ宣言もさせていただきました。

資料につきましては、基本的に議会事務局のほうにデータでお送りしまして、議会事務局のほうで必要な方には紙で印刷をしていただくという形を取らせていただいておりますので、もし文字が小さければA3で印刷をしてもらったりしたらいいのかなというふうにちょっと思いました。

それと、今、いろんな事業、町も幅広くいろんな事業をしています。全員協議会で基本的なことは説明させていただいて、金元議員がおっしゃられた、より深掘りしたい案件については、また議運等でこの案件また言っていただければ丁寧に、またいろんな案件、これだけでなしにいろんな案件を説明させていただきますので、またよろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

以上で、報告第1号、令和4年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第5号、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの5件を終わります。

～日程第9 議案第36号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第10 議案第37号 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第11 議案第38号 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第9、議案第36号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第11、議案第38号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第36号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第38号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの3件について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第36号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算につきましては、第1条において、歳入歳出それぞれ1億1,622万6,000円を追加し、補正後の予算総額を95億8,234万6,000円とお願いするものでございます。款項の区分及び区分ごとの金額は、15ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、議案第37号、令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、第1条において、歳入歳出それぞれ6万2,000円を追加し、補正後の予算総額を16億1,756万7,000円とお願いするもの

でございます。款項の区分及び区分ごとの金額は、32ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、議案第38号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算につきましては、資本的支出に1,084万6,000円を追加し、補正後の予算総額を2億4,134万8,000円とお願いするものでございます。款項の区分及び区分ごとの金額は、42ページの令和5年度永平寺町上水道事業会計予算実施計画のとおりでございます。

以上、議案第36号から議案第38号までの一括説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第12 議案第39号 永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第12、議案第39号、永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第39号、永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由のご説明を申し上げます。

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類に変更されたことを受けて、人事院規則が一部改正されましたので、関連する条例の一部を改正するものでございます。

なお、この一部改正条例の施行期日は公布の日からで、適用は令和5年5月8日とするものでございます。

以上、議案第39号の提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第13 議案第40号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第13、議案第40号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。



提案理由の説明を求めます。

河合町長。

- 町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第40号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、関連する条例の一部を改正するものでございます。

なお、この一部改正条例の施行期日は、一部を除き令和5年7月1日からとするものでございます。

以上、議案第40号の提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第14 議案第41号 永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

- 議長（中村勘太郎君） 次に、日程第14、議案第41号、永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

- 町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第41号、永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由のご説明を申し上げます。

本町の給水人口及び1日最大給水量について、県の変更認可を受けましたので、関連する条例の一部を改正するものでございます。

なお、この一部改正条例の施行期日は、公布の日からとするものでございます。

以上、議案第41号の提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第15 議案第42号 松岡福祉総合センター屋根改修工事請負契約締結について～

- 議長（中村勘太郎君） 次に、日程第15、議案第42号、松岡福祉総合センター屋根改修工事請負契約締結についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第42号、松岡福祉総合センター屋根改修工事の請負契約締結についての提案理由のご説明を申し上げます。

本議案に係る入札を5月12日に執行し、相手方と契約するに当たり、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約となりますので、関連法及び関連条例に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第42号のご説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、議案第42号について補足説明を申し上げます。

議案書56ページでございます。

契約の名称ですが、松岡福祉総合センター屋根改修工事でございます。

契約方法は、一般競争入札。

契約金額、8,574万5,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額779万5,000円。

契約の相手方ですが、福井県福井市田原1丁目3番9号、株式会社竹野組、代表取締役、北村秀雄でございます。

以上、補足説明といたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

これより、第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

議案第42号について、第2審議に付したい案件はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 本件について、第2審議を行わず第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第42号の第1審議を終わります。

これより、第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第42号、松岡福祉総合センター屋根改修工事請負契約締結についての件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

～日程第16 議案第43号 高規格救急車の取得について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第16、議案第43号、高規格救急車の取得についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第43号、高規格救急車の取得についての提案理由のご説明を申し上げます。

本議案に係る入札を5月18日に執行し、相手方と契約するに当たり、予定価格が1,000万円以上の物品購入契約となりますので、関連法及び関連条例に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第43号のご説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（宮川昌士君） それでは、議案第43号、高規格救急車の取得についての補足説明をさせていただきます。

議案書の57ページをお願いいたします。

取得財産の名称、数量は、高規格救急車1台で、契約方法につきましては、一般競争入札でございます。

契約金額は、3,146万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は286万円でございます。

契約相手方は、福井県福井市下荒井町19字50番地、福井トヨタ自動車株式会社、代表取締役、浮田慎太郎でございます。

なお、納入期限は令和6年3月1日となっております。

以上、議案の補足説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより、質疑に入ります。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

これより、第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 高規格救急車の取得、取得することに何ら異論はありません。

ただ、入札の結果一覧表を見ますと1者のみの応札ですね。どうして1者のみの応札になったと見られているのか。また、特別の事情が何かあったのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） では、お答えします。

1者入札なら不成立ではないかということでのお問合せ、ご質問だと思います。救急車につきましては、昨年に引き続きまして今年、連続して入札するような

形になっているわけなですけれども、昨年度は指名競争入札で執行させていただきました。その結果、応札者が少ないということで、この議会の中でも手法を考えたというこの質問がありました。

そういった観点から、今年につきましては一般競争入札で執行させていただきました。その結果、飛躍的に参加者が急増するという形ではございませんでした。その結果を契約管財課としてもいろいろ原因を分析、調査いたしました。

その結果、以前につきましては、各国内メーカー並びに国外メーカー合わせて6者から7者ほどの応札がございました。しかし現在はあまり、この結果もあるように数者しか応札がないということで、こちらにつきましては、今、国内で救急車、こういったものを製作している業者というのが2者しかございません。

今回、その結果を踏まえてこういうような結果になったのですけれども、その理由としましては、各メーカーは年間に生産できる台数というのが大体決まっています。その中で、入札に応じるという形を取るわけですけれども、内容を聞きますと、やはり今、半導体不足とか材料不足というようなことも原因になっているということを聞いております。

また、特殊なものがあるのかなということで、仕様のにも確認しました。そういったところをメーカーに確認しますと、そちらについても特段特殊な仕様ではございません。

そういった観点から、やはり生産ラインとか部品の購入とかそういったものを含めまして、基本的にはこういうような結果になってしまったわけですけれども、こちらにつきましては、致し方ないということで判断しているところでございます。

また、1者入札が駄目だということにつきましては、県並びに他の市町村についても、少ない応札でも仕方ないだろうということでの認識はしておりますので、当町においても今回こういう形で、少ない入札結果ではございましたが、特段、不正があったとかそういったことではないと思いますので、問題ないと判断しているところでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 私は、これの1者入札がおかしいとか悪いとか、そんなことは一言も言ってないので。ただ、どうしてこうなったのかというのはやっぱり分析したほうがいいのではないかとこののと、たしか僕の記憶では、以前に納入した

救急車については三千数百万したのでなかったか。そんなこともあって、そんなに以前とは高くなっていないのかなど、その辺がどうしてなのかなと思った面もある。私の勘違いがあるかも知れませんが。そんな感じがしたので、その辺はどうなのか。

ただ、以前は指名競争入札ですと、それなりの業者が参加したということがあるのなら、それはそれなりに一度いろんな意味で考えることも必要なのかなどいうのはちょっと思うところです。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） ちなみに、金額につきましては、昨年度と大体同じような金額となっております。

先ほども申しあげましたように、業者、つくっているメーカー自体が2者しかないということもありますので、あとは販売会社が増えるかどうかにつきましては、当町に指名願が出ているとか、あと、そのメーカーを取り扱っている販売業者という形になってきますので、販売業者にしてもメーカーがつかれないよということであれば応札はできないという形にもなってきますので、その辺は今後また状況を見て判断していきたいなと思います。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

議案第43号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議にて付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第43号の第1審議を終わります。

これより、第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第43号、高規格救急車の取得についての件を原案のとおり決定すること  
にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

～日程第17 請願第2号 保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める請願について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第17、請願第2号、保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める請願の件を議題といたします。

お諮りします。

この請願書は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。よって、請願第2号、保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める請願の件を請願文書表のとおり、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第18 請願第3号 志比北小学校統廃合問題再考のお願いについて～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第18、請願第3号、志比北小学校統廃合問題再考のお願いの件を議題といたします。

お諮りします。

この請願書は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により学校再編検討特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。よって、請願第3号、志比北小学校統廃合問題再考のお願いの件を請願文書表のとおり、学校再編検討特別委員会に付託することに決定いたしました。

委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会にて審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第19 請願第4号 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願書について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第19、請願第4号、日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願書の件を議題といたします。

お諮りします。

この請願書は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。よって、請願第4号、日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願書の件を請願文書表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中、審査の結果を議長に提出してくださいますようお願いいたします。

～日程第20 議員派遣の件～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第20、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りいたしましたとおり派遣することにしたいと思います。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いた



しました。

暫時休憩します。

(午前11時00分 休憩)

---

(午前11時00分 再開)

○議長(中村勘太郎君) 休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして、本日の日程は全て議了いたしました。

本日、これをもちまして散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日5月30日から6月4日までを休会といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、明日5月30日から6月4日までを休会といたします。

6月5日は午前10時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午前11時01分 散会)